| | | | |
|---|---|---|---|
| 使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツを超え三十メガヘルツ以下のもの | 空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの | | 千二百円 |
| | 空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの | | 二万七千三百円 |
| | 空中線電力が〇・五ワットを超えるもの | | 六百五十五万二千百円 |
| 使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの | 空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの | | 六百円 |
| | 空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの | | 二万七千三百円 |
| | 空中線電力が〇・五ワットを超えるもの | | 八百五十四万六千二百円 |
| 三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの | | 二百円 |
| | 使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの | | 十二万二千七百円 |
| 六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの | | | 二百円 |
| 二　移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの（六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。） | 四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの | 三千七百円 |
| | | 空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの | 三千九百円 |
| | 四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの | 三千七百円 |
| | | 空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの | 二万七千三百円 |
| | 三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの | 三千七百円 |
| | | 空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの | 三千九百円 |
| | 六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの | | 三千七百円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 三　人工衛星局（八の項に掲げる無線局を除く。） | 三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの | 人工衛星（地球の赤道を含む平面上の円形の軌道を地球の自転と同一方向に同一周期で回るものを除く。）に開設されるもの（以下この項において「非静止衛星局」という。）であつて、その通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うことができない位置にある間は、当該非静止衛星局と免許人、通信の相手方、周波数及び空中線電力を同じくする他の非静止衛星局が当該通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うこととされているもの | 三十万千五百円 |
| | | | その他のもの | 七百二十三万七千百円 |
| | | 使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの | | 二億三百八十八万九千九百円 |
| | 三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの | | 四十一万八百円 |
| | | 使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え二百メガヘルツ以下のもの | | 五千八十一万三千五百円 |
| | | 使用する電波の周波数の幅が二百メガヘルツを超え五百メガヘルツ以下のもの | | 二億六千九百九十一万三千二百円 |
| | | 使用する電波の周波数の幅が五百メガヘルツを超えるもの | | 三億八千五百五十八万六千百円 |
| | 六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの | | | 六千八百円 |
| 四　人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局（五の項及び八の項に掲げる無線局を除く。） | 六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの | 設置場所が第一地域の区域内にあるもの | 五百五十六万三百円 |
| | | | 設置場所が第二地域の区域内にあるもの | 二百七十八万三千七百円 |
| | | | 設置場所が第三地域の区域内にあるもの | 五十六万千九百円 |
| | | | 設置場所が第四地域の区域内にあるもの | 十九万千八百円 |
| | | 使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超え百メガヘルツ以下のもの | 設置場所が第一地域の区域内にあるもの | 三千八百万七千八百円 |
| | | | 設置場所が第二地域の区域内にあるもの | 千九百万七千五百円 |